

# 労働 とやま

2015年  
2月号  
第772号

## 今月の主な内容

- 元気とやま! 仕事と子育て両立支援企業をご紹介します!  
〈社会福祉法人 宣長康久会  
株式会社 トナミデンタルラボラトリー〉
- 「働き方改革」の実現に向けて
- 4月からプラチナくるみん認定制度が始まります!
- 差別のない公正な採用選考を!

平成26年度

# ワーク・ライフ・ バランス研修会

の開催について

～ 仕事と介護の両立について考えてみませんか? ～

優秀な人材の確保、育成、定着を図るためには、企業自らが、従業員のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組みを実践することが重要です。

このたび、中小企業の管理職、人事労務担当者のみならず、ワーク・ライフ・バランスについての理解を深めていただくため、標記研修会を開催します。ぜひご参加ください!

日時 平成27年 **2月27日(金)** 14:00～15:30

場所 **富山県総合福祉会館「サンシップとやま」7階 研修室701**  
(富山市安住町5-21 ☎076-432-6141)

内容 講演『**大介護時代を乗り切る働き方**  
～秘訣はワーク・ライフバランス～』  
講師：深堀 雅史 氏 (㈱ワーク・ライフバランス)

対象 県内企業の管理職、人事労務担当者 等



**参加費  
無料**

定員**100名**  
(先着順)

※駐車台数に限りがございますので、公共交通機関でのご来場にご協力ください。

【主催】 富山県

【後援】 富山労働局、(一社)富山県経営者協会、富山県商工会議所連合会、富山県商工会連合会、  
富山県中小企業団体中央会、富山経済同友会、日本労働組合総連合会富山県連合会、  
(一社)富山県労働基準協会、富山県社会保険労務士会

☆お申込みは、下記申込書 (FAX・郵送) またはE-Mailで

締切：2月20日(金)

富山県労働雇用課 教育福祉係

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 ☎076-444-3257

FAX 076-444-4405 E-mail : arodokoyo@pref.toyama.lg.jp

## ワーク・ライフ・バランス研修会 参加申込書

| 参加者氏名 | 企業名・所属・役職 | 連絡先  |
|-------|-----------|------|
|       |           | TEL. |
|       |           | TEL. |

平成26年度 **元気とやま!仕事と子育て両立支援企業** 第5回  
 をご紹介します!

社会福祉法人 **宣長康久会**

所在地：富山市  
 業 種：老人福祉・介護事業  
 職 員：93名



子どもの笑顔を見るだけで幸せな気持ちになるものです。

当法人では、子どもを育てている、働くパパ・ママを応援しています。仕事と子育てを両立し、充実したライフワークを送っていただけるよう、支援しています。現在も多くの職員が子育て支援制度を利用し、生き生きと仕事をしています。

**宣長康久会の主な取組み**

☆仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくり

従業員の仕事と子育ての両立支援のため、有給で取得できる配偶者出産休暇制度（2日間）の整備や、時間外労働の制限を行っています。

また、いつでも相談できる「出産子育て窓口」を設置し、従業員の要望の聞き取りを行うなど、仕事と子育ての両立支援について、特に配慮した職場づくりに取り組んでおり、育児休業はもとより介護休業についても、男女ともに取得できる環境整備に努めています。

平成25年には、腰痛予防対策モデル福祉施設に県内初で指定されました。

☆ワーク・ライフ・バランスの促進も！

半日単位で取得できる年次有給休暇の整備だけでなく、連続5日間のリフレッシュ休暇制度も設け、社員に理解と周知徹底を図っています。

また、外部・内部研修の参加を積極的に推進し、職員の自己研鑽を応援しています。研修は全て就業扱いとし、かかる費用は当苑で負担しており、働きながら学べることで、職員の能力向上につながっています。

☆今後の取組み

いつでも相談できる「出産子育て窓口」のみならず、「ワークライフバランスを実現するための

**利用者の声**

飯田さん

介護士  
お子さんは1人



1歳になる子どもがいます。短時間勤務で働いており、朝は1時間遅く出社、帰りは30分早く帰宅しています。30分早く帰宅できることで、子どもとの時間が増えることはもちろん、保育園の帰りに予防接種や診察等で医者に行くことができ、助かっています。産休に入る前に急に入院することになり、職員の皆さんに迷惑をかけてしまい、すごく申し訳ない気持ちでいっぱいでしたが、温かい言葉をかけてくださり、安心して入院生活を送ることができました。

産前・産後、育児休暇と1年間十分に休むことができ、子どもの成長を見守ることができてよかったと思います。復帰後は、よく熱を出したり、体調を崩したりして半日で帰らせてもらう日が多くありましたが、事情を話すと「大丈夫なんけ？」と心配してくださるので少し心が楽になります。

欲を言えば…有給を1時間なり2時間の時間単位で使うことができるようになると、働く母親にとってはとても嬉しいなあと思います！

私は、今2回目の短時間勤務制度を利用して働いています。

小川さん

栄養士  
お子さんは2人



第1子妊娠が判ってからすぐに、体に負担のかかる業務を見直していただき、業務内容の変更をしてくださいました。切迫流産になった際も十分に休暇を取らせていただきました。第2子妊娠時も、短時間勤務制度を利用していたおかげで体への負担が軽減されました。

妊娠時特有のトラブルを経験しながらも、産休に入るまで勤務できたので、産後も安心して働くことができる職場だと感じました。

復帰後1年間は、特に子どもの体調不良等で帰らせていただいたり、お休みをいただくことも多かったのですが、同じ部署の皆さんの「帰られ、いいよ。」「お子さん大丈夫だった？」の一言に救われました。

子どもに手のかかる期間ですが、短時間勤務制度を利用させていただいていることで、体力的にも気持ちにも余裕をもって接することができます。

妊娠時からの出産・子育て支援の取り組みがしっかりあり、社員の皆様のご理解とご協力をいただきながら働くことができる職場に感謝し、毎日を過ごしています。

相談窓口」を設け、職員の多様な相談に応じていきたいと思っています。

また、相談には可能な限り柔軟に対応し、職員が無理なく働き続けられる環境作りに努めていきます。

## 株式会社 トナミデンタルラボラトリー

所在地：砺波市

業種：歯科技工業

職員：33名（男性16名、女性17名）



当社は、業界の中では中堅の企業と言えますが、歯科技工士のなり手不足から、いかに歯科技工士を確保するかということに前向きに取り組んでいます。

その結果、女性や高齢者にも働きやすい環境を目指し、取り組んでおります。特に小さいお子さんがおられる場合など、就業時間の考慮は必要不可欠な条件と言えます。

高齢化社会に向けて、より優秀な歯科技工士をたくさん育てることが、企業としての社会貢献につながると 생각합니다。

## トナミデンタルラボラトリーの主な取組み

## ☆仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくり

- 育児休業取得率100%（累計2名の実績あり）
- 配偶者出産休暇（2日、有給、1名取得）
- 時間単位で利用できる子の看護休暇
- 育児休業に関する制度周知のための社内研修
- 育児休業中や復帰前には総務担当者と顧問社労士との3者面談を実施。本人の希望を配慮した復帰を目指している。
- パートから正社員への登用実績2名（今後も積極的に計画中）

制度の充実はもちろんですが、少人数ならではの柔軟な対応と丁寧な説明を心がけ、社員が安心して制度を利用できるようにしています。

## ☆職場環境改善の取り組み

- 活発な社内委員会活動で顧客満足、業務効率、環境改善に努めている。
- 社員のスキルアップ支援（月1回の社内研修他、外部研修など）
- 年次有給休暇取得状況の「見える化」と声掛けによる取得促進の取組み
- 時間単位で取得できる年次有給休暇
- フレックスタイム制の導入
- 早期退社の一斉呼びかけや時間を決めた消灯による所定外労働時間削減の取組み
- 業界高水準の休日の確保（124日の休日・完全週休2日制）

## 利用者の声

岡部さん

歯科技工士（架工課）  
おさんは2人

最初は歯科医院に就職しました。数年勤務をしましたが、結婚と共に勤務条件が合わずに退職することとなりました。2人目の出産を経て、勤務先を探していたところ、最初の勤務先の歯科医院に出入りをしていて、(株)トナミデンタルラボラトリーからのお誘いで、務めることになりました。



子どもを託児所にあずけていることで、長い時間勤務することができないのですが、勤務時間も合わせていただいています。また、子どもの発熱など、急な場合にも対応していただいています。

歯科技工士の学校を卒業してすぐに、(株)トナミデンタルラボラトリーに就職しました。当時は慣れないせいもあり、仕事の量も多く、夜遅く

工藤さん

歯科技工士（架工課）  
おさんは2人

まで残業をすることになり大変でした。結婚を機に退職も考えましたが、会社の希望で残ることにしました。最初の出産の時には、会社の中での育児に対する制度が決まっておらず、戸惑いましたが、社会労務士さんの指導のもとで、制度もできていきました。子育てと働くことを同時にというのは大変ですが、頑張っていこうと思っています。

- 専門学生のインターンシップを充実した内容で受入れ

従業員それぞれに合う時間帯での仕事や有給休暇の取得などを、できるだけ支援し働きやすい環境にします。

社内での仕事以外の活動、委員会、研修、朝礼などで、人材教育の充実を図り、共に育つことを目指していきます。

## ☆今後の取組み

当社では「5S」\*の取組みを昨年からスタートしていますが、中々定着せずに困っていましたが、そこで、指導をしていただける会社を見つけて、今年の始めから、再スタートしております。

5Sが定着すると、時間のムダもなくなり、より生産効率が上がり、従来から行っている時間短縮にもつながり、社員の方がより働きやすくなるようになると思っています。

今後も5Sの取組みをしっかりとやっていきたいと思っています。

\*5Sとは、「整理・整頓・清掃・清潔・しつけ」の5項目のこと

## 「働き方改革」の実現に向けて

現在、日本国内では、デフレからの脱却に向けて経済の好循環を実現するため、労働者の意欲や能力が一層発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要な課題とされています。また、人口減少が進む中で、女性をはじめとするすべての人々が、健康で安心して働くことができるよう、多様で柔軟な働き方を実現することも重要です。

富山県においては、平成25年の労働者一人当たりの年間総実労働時間は1,852時間と、全国平均の1,792時間より60時間長く、また、平成25年の年次有給休暇の取得率も44.49%と、全国平均(48.82%)より4ポイント以上低い水準にとどまっています。

こうした状況を踏まえ、富山労働局(局長：吉田研一)では、「働き方改革」を実現するため、1月7日に「富山労働局働き方改革推進本部」(本部長：富山労働局長)を設置しました。

### 「働き方改革」とは――

- 労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、個々の企業において、労使の話し合いを通じ、所定外労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等を図り、長時間労働等を前提とする雇用管理を見直す取組です。
- 『日本再興戦略』改訂2014<sup>(\*)</sup>においても、「新たに講ずべき具体的施策」として「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が明記されています。  
(\*平成26年6月24日閣議決定)
- 「まち・ひと・しごと創生法」<sup>(\*\*)</sup>の基本理念にも、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした(中略)魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられており、働き方改革の実現に向けた取組は、これらにも資することとなります。

(\*\*平成26年法律第136号。平成26年11月28日に施行)

また、富山労働局働き方改革推進本部においては、所定外労働時間の削減、休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向け、本部長が(一社)富山県経営者協会と日本労働組合総連合会富山県連合会(連合富山)を訪問して要請書を手渡すなど、団体や企業への働きかけの強化に取り組んでいます。



1月30日、富山県経営者協会にて

1月30日、連合富山にて

長時間労働の抑制や休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。各々の企業において、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等、それぞれの実情に応じた取組を通じ「働き方改革」を実現されますよう、お願い申し上げます。

なお、厚生労働省では、このような企業の自主的な「働き方改革」を支援するため、「働き方・休み方改善ポータルサイト」を開設しています。

ポータルサイトでは、働き方改革に取り組んでいる全国企業の「取組事例」を公表していますので、各々の企業における「働き方改革」の実現に向けてご活用ください。

### 「働き方・休み方改善ポータルサイト」のアドレス <http://work-holiday.mhlw.go.jp>

#### 主なコンテンツ

- ① 働き方改革に取り組む企業の「取組事例」の紹介
- ② 「働き方・休み方改善指標」による企業診断
  - ・企業診断の結果に基づき、対策を提案
  - ・提案内容に関連した取組を実施している企業の取組事例を紹介

また、富山労働局のホームページ(<http://toyama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)においても、順次関連情報を掲載していく予定です。

取組の詳細や、具体的な「働き方改革」に向けてのご相談など、お気軽にお問い合わせください。

富山労働局 労働基準部 監督課 ☎076-432-2730

4月から

# プラチナくるみん認定制度が始まります!!



「プラチナくるみん」マーク

マントの色は12色あるよ。  
 (ピンク色、だいだい色、  
 黄色、緑色、青色、紫色)  
 またはこれらの淡色  
 企業のカラーに合った色を選  
 択することができるよ。

次世代育成支援対策推進法(以下、「次世代法」という。)は、企業のみなさま・国・地方公共団体に次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するための計画を策定し、実行することを求めている法律です。

これまで、平成27年3月31日までの法律とされていましたが、平成26年4月に改正法が成立し、**有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長**されました。

次世代法では、一般事業主行動計画の策定・届出を行い、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が認定できることとしています。これまでの認定制度は、くるみん認定のみでしたが、**平成27年4月1日からは、新たにプラチナくるみん(特例)認定が始まります。**

プラチナくるみん認定制度は、次世代育成支援対策に自主的に取り組んでいただける企業のみなさまを応援するため、認定を取得した企業の一般事業主行動計画の策定義務に代えて、次世代育成支援対策の実施状況を公表いただければよい制度となっています。**プラチナくるみん認定は、くるみん認定を受けたことのある企業のみなさまが申請・取得できます。**

## くるみんマークとプラチナくるみんマークは「子育てサポート企業」の証!



高岡市 利長くん  
 砺波市 チューリ君  
 小矢部市 メルギューくん

地域の活性化を応援し、人々を元気にする仲間たち(富山県内では高岡市の「利長くん」、砺波市の「チューリ君」、小矢部市の「メルギューくん」とコラボもしています!

新しくなります



「くるみん」マーク

## プラチナくるみん認定基準 抜粋

(※以下の基準以外にも複数の基準があります。また、従業員300人以下の企業の特例もあります。)

- 一般事業主行動計画の計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者の割合が13%以上
- 計画期間において、子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職(育休中を含む)している者の割合が90%以上
- 育児休業等を取得し又は育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるよう、能力の向上やキャリア形成の支援のための取組に係る計画を策定し、これを実施していること

等

プラチナくるみん認定、くるみん認定に関するお問い合わせは  
**富山労働局雇用均等室(☎076-432-2740)まで**

平成26年6月1日現在の障害者雇用状況

～障害者実雇用率は1.85%、達成企業割合は54.7%～

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務づけている事業主等から、毎年6月1日現在における障害者の雇用状況について報告を求めるとしており、富山労働局では、平成26年6月1日現在における同報告の集計結果をとりまとめました。

一般の民間企業における雇用状況

◇雇用されている障害者数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

2.0%の法定雇用率が適用される一般の民間企業（算定基礎労働者数50人以上規模の企業）において雇用されている障害者の数は3,417.0人で、前年より150.0人増加した。

実雇用率は、1.85%で前年を0.05ポイント上回り、法定雇用率達成企業の割合は54.7%で、前年を0.4ポイント上回った。

(平成26年6月1日現在)

Table with columns for company count, labor force, and various disability categories (A-J), plus employment rate and achievement percentage. Includes a formula for K (number of disabled workers).

(注) ( )内は、平成25年6月1日現在の数値である。【 】内は、平成26年6月1日現在の全国の数値である。

公的機関における在職状況 (法定雇用率：地方公共団体等2.3%、県教育委員会2.2%)

富山県内の27機関（県、市町、県・市教育委員会等）は、すべて法定雇用率を達成した。

問合せ先 富山労働局 職業対策課 ☎076-432-2793

若者の採用・育成に積極的な中小・中堅企業の皆さま 「若者応援企業宣言」をしませんか？

○「若者応援企業宣言」事業とは

一定の労務管理の体制が整備されており、若者のための求人を出し、若者（35歳未満）の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小・中堅企業を「若者応援企業」として、積極的にPR等を行う事業です。

○「若者応援企業宣言」をすると、どんなメリットがあるの？

- 1 若者の職場定着が期待できます
2 貴社の魅力をアピールできます
3 就職面接会などへの参加機会が増えます
4 「若者応援企業」を名乗ることができます

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

# 差別のない公正な採用選考を!

「就職」は、生活の安定や社会参加を通じての生きがいなど、生存していく上で極めて重大な意義をもっているものです。

このため、就職に際して、雇用する側は差別のない公正な採用選考を行うことが必要です。

公正な採用選考とは、雇用主の皆様方が人権問題に対する正しい理解と認識を深めていただき、採用において「本人に責任のない事項」や「本来、自由であるべき事項」を基準とするのではなく、「職務を遂行するために必要な適性・能力」を基準として採否を決定していただくというものです。雇用主の皆様方には、応募者の基本的人権を尊重した公正な採用選考の実施にむけて、積極的な取組みをお願いいたします。

## 採用方針・採用計画について



- ◆採用方針・採用計画が合理的に決められていますか。
- ◆求人条件に適合するすべての人が応募できる原則が確立されていますか。
- ◆本人の適性・能力以外のことを採用の条件としていませんか。
- ◆高齢者、障害者、外国籍の人など特定の人を排除していませんか。

## 選考基準・選考方法について



- ◆職務遂行能力を条件とした公正な基準、公正な評価方法がとられていますか。
- ◆応募者の基本的人権を尊重する体制がとられていますか。
- ◆応募者の適性と長所を見出すための配慮がされていますか。
- ◆合理的・客観的に必要性のない健康診断を実施していませんか。

## 募集・応募書類について



- ◆求人票、求人要領は、採用方針、採用計画等に基づき、正しく記載されていますか。
- ◆次のような応募書類が定められていますが、こうした様式以外の応募書類を要求していませんか。(社用紙、エントリーシート等に次の様式に定められていない項目がないか、内容を確認してください。)

- 新規中学校卒業予定者については、全国的に定められた「職業相談票(乙)」
- 新規高等学校卒業予定者については、厚生労働省・文部科学省・全国高等学校長協会が協議して定めた「全国高等学校統一応募用紙」
- 専修学校、高等専門学校、短期大学、大学の新規卒業予定者については、厚生労働省において「新規大学等卒業予定者用標準的事項の参考例」を示していますので、これに基づいた応募社用紙(履歴書、自己紹介書)、または、JIS規格の様式例に基づいた履歴書
- 一般求職者(新規学校卒業予定者以外の応募者)については、JIS規格の様式例に基づいた履歴書

- ◆戸籍謄(抄)本、住民票謄(抄)本を要求したり、本籍等就職差別につながるおそれのある事項を調査したりしていませんか。

## 面接について



- ◆面接によって判断する目的が明らかになっていますか。
- ◆募集する職務等に応じ、応募者本人の適性や能力が客観的に判断できる方法、基準が確立されていますか。
- ◆面接担当者には、適切な人が選定されていますか。(面接技術、観察力、ことばが明瞭、偏見がない、感情に左右されない等。)
- ◆質問内容などについて、応募者の基本的人権が十分に尊重されているかどうか、十分検討がなされていますか。

### ◆ 不適切な質問の例 ◆

#### 本人に責任のない事項

##### ■家族の状況

- あなたの家族はどこに勤められていますか。
- あなたの家族構成を教えてください。
- あなたの両親は共働きですか。 など

##### ■本籍・住所

- あなたの本籍地はどこですか。
- お父さん(お母さん)の出身地はどこですか。
- 昔から今の場所に住んでいるのですか。 など

#### 本来、自由であるべきもの

##### ■思想・信条

- 尊敬する人物を教えてください。
- 書物や雑誌などはどんなものを読んでいますか。
- あなたは何新聞を読んでいますか。
- 家の宗教は何ですか。 など

#### 女性に限定したもの

- 結婚や出産しても働き続けることはできますか。
- つきあっている人はいますか。 など



富山労働局職業安定部  
公共職業安定所(ハローワーク)  
富山県生活環境文化部県民生活課  
富山県商工労働部労働雇用課  
富山県教育委員会県立学校課

# 東京で 賃貸ブース・ 会議室を お探しの方!

富山県では、東京富山会館内に

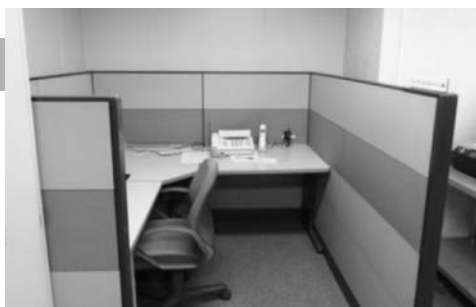
- ①県内中小企業の皆さまの事業展開支援のための賃貸ブース
  - ②様々な会議や催し物に対応するための会議室
- を設置しています。

東京富山会館は、東京都文京区（都営地下鉄三田線「白山駅」より徒歩3分）にあり、交通の利便性に優れています。

支店や営業所、販路開拓などの際の活動拠点として、また商談や打合せの場として、是非ご利用ください。

## 1 中小企業支援ブース

- 募集室数：1ブース（広さは1坪程度）
- 設備：机、椅子、電話（FAX付き）
- 料金：30,900円/月（消費税込み）
- その他：敷金、保証金は無し



## 2 会議室（最大100名まで利用可能）

### ■利用料金等

※下記金額のほか消費税を徴収する。

| 室名                | 面積<br>(㎡) | 定員<br>(人) | 利用時間区分による金額(円) |         | 超過時間1時間の<br>金額(円) |
|-------------------|-----------|-----------|----------------|---------|-------------------|
|                   |           |           | 9時～12時         | 13時～16時 |                   |
| 501 会議室           | 63        | 24        | 10,800         | 10,800  | 3,600             |
| 502 会議室           | 51        | 24        | 8,400          | 8,400   | 2,800             |
| 503 会議室           | 61        | 24        | 10,800         | 10,800  | 3,600             |
| 大会議室<br>(501～503) | 175       | 100       | 22,800         | 22,800  | 7,600             |



- 利用時間：月曜から金曜まで（9:00～17:00）

土、日曜日、祝祭日及び年末年始は休館

- 所在地：東京都文京区白山5-1-3-101 東京富山会館ビル5階

- アクセス：都営地下鉄三田線「白山駅」より徒歩3分

### 問合せ先

- 中小企業支援ブース

富山県首都圏本部

TEL 03-5212-9030

FAX 03-5212-9029

- 会議室

一般財団法人 富山会館

TEL 03-3816-3265

FAX 03-3815-7410



## 職場でのトラブル **無料** 相談会

解雇や、労働条件の切り下げなど、労使間のトラブルでお悩みではありませんか。

富山県労働委員会では、無料相談会を開催し、あなたのトラブル解決に向けて、親身にアドバイスします。

利用は無料。秘密は厳守されます。

妊娠を理由に嫌がらせをされた

突然解雇されたが納得ができない

残業代を払ってもらえない

**お気軽にご相談ください!**

日時：**3月7日(土)**  
午前10時～午後3時

会場：**ボルファートとやま 3階**  
(富山市奥田新町8-1)

対象：県内事業所の労働者と  
事業主のみなさん

※予約不要です。  
直接会場にお越しください。

### ●個別労働関係紛争のあっせん・相談について

富山県労働委員会は、解雇、賃金引下げなどさまざまな労働紛争の解決を図る県の行政機関で、公益委員(弁護士など)、労働者委員(労組役員など)、使用者委員(企業経営者など)から構成されています。

あっせんは、労使双方の言い分を聞いて合意点を探り、お互いの歩み寄りによる解決を図る制度です。利用できる方は、富山県内に所在する事業所の労働者及び事業主です。正社員だけでなく、**派遣社員、契約社員、パート、アルバイトの方も利用できます。**

また、当委員会では、事務局職員が随時、労使関係のトラブルに関する相談を受付してるほか、毎月1回、労働委員会委員が直接相談に応じ、事案に応じてあっせんをはじめとした紛争解決方法などの助言を行っています。

### ●あっせんの特長

- 1) 無料です。
- 2) 公益委員、労働者委員、使用者委員各1名の3名があっせん員となって、公平に行われます。
- 3) あっせんは、あっせん員が労使双方から別々に話を聴いて進められます。お互いが直接対峙するものではありません。
- 4) 非公開です。当事者の名前も公表されません。もちろん秘密は厳守されます。

問合せ先

富山県労働委員会事務局 ☎076-444-2172

○時間：毎週月～金曜日(祝日は除く) 8:30～17:15

○場所：富山市舟橋北町4-19 富山県森林水産会館5階

## 労働相談のお知らせ

富山県では下記のとおり労働問題全般(求職相談除く)についての相談に応じています。

**相談無料**  
**秘密厳守!**

| 区 分                | 開 催 日     | 時 間                                | 場 所                |
|--------------------|-----------|------------------------------------|--------------------|
| 一 般 労 働 相 談        | 県 庁       | 毎週月～金曜                             | 8:30～17:00 県労働雇用課  |
|                    | 県西部(予約制)  | 毎月第2火曜                             | 13:30～15:30 高岡市役所  |
| 弁護士特別労働相談<br>(予約制) | 県庁 又は 県西部 | 毎月第3火曜                             | 13:30～15:30 県労働雇用課 |
|                    |           |                                    | 高岡市役所              |
| Eメール労働相談           | 常時受付      | roudousoudan@esp.pref.toyama.lg.jp |                    |

なお、下記HPにて労働相談で寄せられる相談事例をもとに、労働法などの知識を楽しくおぼえるクイズを公開しています。是非お試しください!

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1303/kj00004979-005-01.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1303/kj00004979-005-01.html)

問合せ先

富山県労働雇用課

労働相談ダイヤル

☎076-444-9000

## 富山県の最低賃金一覧表

| 最低賃金の種類   | 適用範囲   | 時間額(日額)<br>(発効年月日)                     | 適用除外の業務   |
|---|--|--|---|
| <b>富山県最低賃金<br/>(地域別)</b>  | 富山県内で働くすべての労働者と使用者に適用されます。<br>(ただし、下表に掲げる産業の労働者と使用者は、<br>該当する産業別の最低賃金が適用されます。)   | <b>728円</b><br>(H26.10.1)              | —   |
| 洋紙、板紙、学用紙<br>製品製造業最低賃金<br>(下記※参照)   | 洋紙製造業、板紙製造業(黄板紙製造業を除く。)及び<br>学用紙製品製造業  | <b>705円</b><br>(5,637円)<br>(H7.11.24)  | 手作業による梱包、レッテルはり、捺印、選別、検査又は雑役の業務   |
| 高炉によらない製鉄、<br>製鋼・製鋼圧延業最低賃金  | 高炉によらない製鉄業又は製鋼・製鋼圧延業   | <b>753円</b><br>(6,024円)<br>(H10.12.26) | 賄い、湯沸かし又は簡単な運搬の業務   |
| アルミニウム第2次製錬・<br>精製業、アルミニウム・<br>同合金圧延業、アルミ<br>ニウム・同合金鋳物、<br>アルミニウム・同合金ダイ<br>カスト、金属製サッシ・<br>ドア、建築用金属製品、<br>アルミニウム・同合金プレ<br>ス製品製造業最低賃金 | (1)アルミニウム第2次製錬・精製業(アルミニウム合金製造業を含む)(2)アルミニウム・同合金圧延業(抽伸、押出を含む)(3)アルミニウム・同合金鋳物製造業(ダイカストを除く)(4)アルミニウム・同合金ダイカスト製造業(5)金属製サッシ・ドア製造業(6)建築用金属製品製造業(サッシ・ドア、建築用金物を除く)(7)アルミニウム・同合金プレス製品製造業(8)(1)から(7)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所(9)純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(7)までに掲げる産業に分類されるものに限る。) | <b>779円</b><br>(H25.12.28)             | 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ、取付け、検数、選別、はんだ付け又は塗装若しくはメッキのマスキング・さび止め処理の業務 |
| 玉軸受・ころ軸受、他<br>に分類されないはん用<br>機械・装置、トラクタ、<br>金属工作機械、機械<br>工具、ロボット、自動<br>車・同附属品製造業最<br>低賃金   | (1)玉軸受・ころ軸受製造業(2)他に分類されないはん用機械・装置製造業(3)トラクタ製造業(4)金属工作機械製造業(5)機械工具製造業(粉末や金業を除く)(6)ロボット製造業(7)自動車・同附属品製造業(自動車製造業(二輪自動車を含む)を除く。)(8)(1)から(7)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所(9)純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(7)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)  | <b>820円</b><br>(H26.11.19)             | 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う包装、洗浄、バリ取り、組付け、袋詰め、箱詰め、選別又は検査の業務、賄いの業務                                      |
| 電子部品・デバイス・<br>電子回路、電気機械<br>器具、情報通信機械<br>器具製造業最低賃金   | (1)電子部品・デバイス・電子回路製造業(2)電気機械器具製造業(電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)(3)情報通信機械器具製造業(電子計算機・同附属装置製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)(4)純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)  | <b>760円</b><br>(H26.12.11)             | 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、洗浄、刻印打ち、検査、選別、レッテルはり、包装、袋詰め、箱詰め、捺印、塗装、スポット溶接、パーツ挿入及び乾燥の業務  |
| 百貨店、総合スーパー<br>最低賃金  | 百貨店、総合スーパー、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーに分類されるものに限る。)   | <b>790円</b><br>(H26.11.15)             | —   |
| 自動車(新車)小売業<br>最低賃金  | 自動車(新車)小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車(新車)小売業に分類されるものに限る。)   | <b>769円</b><br>(H23.1.20)              | 賄い、湯沸かし、洗車、ワックスがけ又は塗装のマスキング・さび止め処理の業務   |

注 1) 最低賃金の算定に当たっては、「精皆勤手当」、「通勤手当」、「家族手当」、「時間外手当」及び「賞与」などを除きます。

2) 特定最低賃金では、上記の適用除外業務のほか、「年齢が18歳未満又は65歳以上の者」、「雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者」及び「清掃又は片付けの業務に主として従事する者」が適用除外され、富山県最低賃金(地域別)が適用されます。

※ 富山県(地域別)最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。従って、「富山県洋紙、板紙、学用紙製品製造業最低賃金(時間額705円、日額5,637円)」が適用される労働者については、富山県(地域別)最低賃金の金額以上の賃金を支払わなければなりません。

◎詳しいことは、富山労働局賃金室 又は富山、高岡、魚津、砺波の各労働基準監督署にお尋ねください。

## 再就職のための職業訓練コース

4月～8月開講分

富山県技術専門学院

## 訓練生募集のご案内

富山県技術専門学院では、離転職者で再就職を希望している方などを対象に、専門的な知識と技能を習得して、訓練内容に関連した職種に就職を希望する方を次のとおり募集します。

訓練内容や応募方法等詳細については、各施設へお問い合わせください。

| 施設名   | 訓練科目  | 定員                      | 訓練期間 | 入校時期 | 募集期間        |             |
|---|---|-------------------------|------|------|-------------|-------------|
| 技術専門学院<br>【本校】<br>〒930-0916<br>富山市向新庄町1-14-48<br>☎076-451-3504<br>FAX076-451-8842 | 金属加工科<br>企業実習付コース<br>(39歳以下の方)  | 10                      | 1年   | 4月   | 2/2㊦～3/10㊦  |             |
|   | 造園管理科   | 20                      | 6ヶ月  | 4月   | 2/2㊦～3/17㊦  |             |
|   | 環境エネルギー設備科<br>●企業実習付コース<br>(39歳以下の方)                                  | 10                      | 1年   | 4月   | 2/2㊦～3/17㊦  |             |
|   | 一般コース   | 10                      |      |      |             |             |
|   | 木材加工科<br>企業実習付コース<br>(39歳以下の方)  | 10                      | 1年   | 6月   | 4/7㊦～5/19㊦  |             |
|   | 一般コース   | 10                      | 6ヶ月  |      |             |             |
|   | OA事務科<br>販売事務コース  | 20                      | 4ヶ月  | 4月   | 2/17㊦～3/17㊦ |             |
|   | 経理実践コース   | 20                      |      | 7月   | 6/2㊦～7/2㊦   |             |
|   | 【新川センター】<br>〒938-0031<br>黒部市三日市10<br>☎0765-52-0251<br>FAX0765-52-0263 | エコ住宅リフォーム科<br>●企業実習付コース | 10   | 1年   | 4月          | 2/23㊦～3/30㊦ |
|   |   | 一般コース                   | 10   | 6ヶ月  |             |             |
| ビジネス実務科<br>パソコン・経理コース   |   | 20                      | 4ヶ月  | 4月   | 2/23㊦～3/30㊦ |             |
| 会計実務コース   |   | 10                      | 3ヶ月  | 8月   | 6/19㊦～8/4㊦  |             |
| 【砺波センター】<br>〒939-1532<br>南砺市寺家301-1<br>☎0763-22-3152<br>FAX0763-22-6310           | 介護サービス科   | 20                      | 2ヶ月  | 5月   | 3/27㊦～5/8㊦  |             |
|   | パソコン事務科   | 10                      | 4ヶ月  | 4月   | 2/16㊦～3/30㊦ |             |
|   | 簿記・会計科  | 10                      | 4ヶ月  | 8月   | 6/1㊦～7/22㊦  |             |
|   | 介護サービス科   | 20                      | 2ヶ月  | 5月   | 3/23㊦～5/8㊦  |             |

## こんな訓練も受講できます!

ものづくり企業で実習ができます

企業実習付コース

◇金属加工科・木材加工科に加えて、新たに、環境エネルギー設備科・エコ住宅リフォーム科で実施

◇施設内で基礎的訓練+ものづくり企業で実践的実習

訓練内容や応募方法等詳細については、各施設へお問い合わせください。

平成27年度(4月入所)

ポリテクセンター富山

職業訓練受講生募集のお知らせ

本訓練は、離職した方または転職を希望する方が、早期に再就職できるよう実践的な知識と技能を習得することを目的としています。平成27年度4月の開講コースは次の4コースです。

Table with 3 columns: 訓練科名, 定員, 訓練内容. Rows include CAD/CAM技術科, 機械加工技術科, テクニカルメタルワーク科, 電気設備工事科.

募集期間▶ 3月5日(木)まで

選考日▶ 3月12日(木)

訓練期間▶ 4月3日(金)~9月30日(水) [6ヶ月]

応募資格▶ 雇用保険受給者等の求職者で、強く再就職を希望され、意識・技能・技術の習得に意欲のある方で、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦等を受けられる方。

◆詳細については、当センター又は各公共職業安定所窓口へお問い合わせください。

問合せ先

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

富山職業能力開発促進センター(ポリテクセンター富山)訓練課受講者第一係

〒933-0982 高岡市八ヶ55 ☎0766-28-6902(直通) ☎0766-23-6445

ホームページ▶ http://www3.jeed.or.jp/toyama/poly/

富山県労働経済指標

Table with 12 columns: 年月, 月平均賃金(規模30人以上), 労働異動率(製造業), 職業紹介状況(季節調整値). Rows show data from 2011 to 2015.

「職業紹介状況の年欄は年度合計を表す。また同欄は「パートを含み、学卒を除く」の数値を使用。資料は、県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査月報」、富山労働局職業安定課「労働市場速報」による。

発行：富山県商工労働部労働雇用課